

2020年10月16日

埼玉県知事
大野元裕様

第56回埼玉県消費者大会
実行委員長 川上 豊子

要 請 書

私たちは、春に23の県域・地域の消費者団体で実行委員会を発足させ、本日「自ら考え行動する消費者になろう ～誰ひとり取り残さない持続可能な社会を目指して～」をスローガンに掲げて、第56回埼玉県消費者大会を開催しました。コロナウイルス感染症（以下、コロナ）対策のための大型財政出動が続く中ではありますが、開催にあたり埼玉県からご支援・ご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

私たちは、コロナの収束が見通せない中であっても、県内の消費者団体が一致協力し、大会の開催を大切にしてきました。

スローガンに掲げました「誰ひとり取り残さない持続可能な社会」を実現するために、実行委員会での論議や学習を今後の活動に活かし、暮らし・地域を豊かにするために行動するとともに、消費者市民社会の実現に向けて各団体の活動を埼玉県で実践していきます。

また、私たちを取り巻く社会情勢や埼玉県の状況をもとに話し合い、大会の基調といたしましたように、すべての県民が健康で文化的な生活を営み、安心してくらす豊かな埼玉県を創造できますよう、実行委員会としてここに、国や埼玉県などの行政への要請事項をまとめましたので、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

1. SDGsの実現に関して

- (1) SDGs（持続可能な開発目標）は、目標年まで残すところ10年となりましたが、認知率は29.1%にとどまっているとの調査報道がありました。達成に向けては、多くの県民の理解が重要です。行政はじめ、事業者、市民団体、学校などあらゆる場で、SDGsの周知を継続してください。
- (2) SDGsの17の目標のうち、「5. ジェンダー平等を実現しよう」について、日本は先進国の中で見劣りする結果となっています。男女共同参画社会基本法の本質とSDGsの理念に則り、埼玉県として目標とアクションプラン（行動計画）を持ち、着実に実行してください。
- (3) SDGsの各目標では、施設などのインフラ整備のみならず、人々がアクセスできるかどうか重要な指標となっています。この間のコロナ禍で、消費者市民の活動は停止状態となりましたが、オンライン会議など新しい取り組みにチャレンジしています。
 - ① オンラインなど新しい活動様式により、各層の参加が広がるよう、行政のリーダーシップと施設整備を進めてください。
 - ② 公共施設において参加定員が制限され、実質的には利用料金の値上げとなっています。実態にあわせた使用料金の引き下げなど、柔軟な運用を検討してください。

2. 消費者行政の充実に関して

- (1) 昨年度、埼玉県消費者団体連絡会と消費者大会実行委員会が連名で実施した「2019年度埼玉県市町村における消費者関連事業調査」からは、研修や情報提供の継続、また、国か

らの補助金の継続や充実を求める声が寄せられました。消費者被害を未然に防止するための啓発活動や被害に合わないための消費者教育の推進においては、自治体の役割が重要であり、国および県による県内市町村消費者行政への支援強化をお願いします。

- (2) 埼玉県が、消費生活相談窓口を民間に委託せず実施していることに、心からの敬意を表します。消費者被害の防止に向け、引き続き、行政の役割として進めていただくことを求めます。また、県の消費生活支援センターが2か所閉鎖されましたが、県のセンターと自治体の消費生活センターの役割・機能の今後のあり方について、どのようにお考えかご教示ください。
- (3) 消費者大会を含めて消費者団体が交流し学習することは、消費者教育の重要な場でもあります。また、消費者被害を防止するための見守り活動においても、身近な地域で消費者団体が活動していることが大切です。県内消費者団体の育成を図るために、埼玉県消費者大会への助成額の増額と、消費者団体研修会への委託事業の継続をお願いします。
- (4) 詐欺的な定期購入商法における消費者被害が急増しています。また、悪質な販売預託商法による被害も後を絶ちません。埼玉県における法執行を強めるためにも、特定商取引法や預託法による規制を強化するよう、法の改正を国に要望してください。
- (5) 消費者被害の防止に向けて、地域での高齢者等見守り活動がさらに進むよう、埼玉県と消費者団体やNPO法人などとの連携した取り組みの継続をお願いします。
- (6) 民法改正による成年年齢の引き下げ実施を目前に、若者、とくに高校生以下の消費者相談が増加傾向にあります。若年層への広報や啓発、また被害実態把握の取り組みを、教育関係者や市民の参加で推進してください。

3. 食の安全・安心に関して

- (1) 埼玉県内どこに住んでいても同じレベルの食品衛生監視指導がおこなわれ、食の安全が確保されるよう、保健所の体制確保をお願いします。また、県と地域の保健所の連携を密にし、人材の育成を進めてください。
- (2) 食品ロス削減推進法が施行されました。食品ロス削減をテーマとした食育活動を積極的に展開してください。また、この課題は、食・環境・福祉（貧困格差）に関わり、横断的な取り組みが求められます。県および各自治体において、庁内連携を強め、取り組みを進めてください。
- (3) 「ゲノム編集技術」を活用した食品については、取り扱い事業者による生産・流通段階での徹底した管理を前提に、消費者が正しく選択できるよう表示の義務づけを国に求めてください。また、県民への正しい情報提供、リスクコミュニケーションの積極的な実施に努めてください。
- (4) 種苗法改正について賛否が分かれています。埼玉県においては、「埼玉主要農産物種子条例」制定をふまえ、国に対して、種子採取事業や検査体制を維持し、種子の安定供給が継続できるよう働きかけを行ってください。
- (5) 「埼玉県農林水産振興条例」や「都市農業振興計画」の策定にもとづき、埼玉県独自の振興を講じるようお願いします。また、埼玉県における食料自給率は11%ですが、今後、自給率をどのように引き上げるのか、財政的な措置も含めて、対策を明らかにしてください。

4. コロナ対策の充実に関して

- (1) PCR等の検査体制を拡充し、医師の判断で速やかに検査が受けられる体制や、民間の活用も含め、積極的な検査が推進できるよう整備を進めてください。また、検査については目標数値を設定し、十分な検査体制の確保を進めてください。あわせて、医療従事者と介護従事者への定期検査など、クラスター抑制に有効な検査を実施してください。

- (2) 隔離場所がないために、自宅療養を余儀なくされ、結果として家庭内感染が広がる事態を未然に防ぐため、感染者を適切に隔離できるよう病床や宿泊施設の確保を万全なものとしてください。
- (3) 感染の危険と隣りあわせで奮闘している医療現場で、感染防止に必要な医療物資や資材が不足しています。衛生資材の確保に向けた支援をお願いします。
- (4) コロナ対応病院はもとより、それ以外の医療機関でも経営難に陥っています。病院・診療所が地域の病院群として機能と役割を発揮するため、コロナ対応病院以外の医療機関へも、財政的支援を行ってください。
- (5) 余裕のない体制で業務を行っている事業所の多い福祉施設での対応力を引き上げるために、コロナ対応についてのわかりやすい情報提供と従業員への教育・研修の実施をお願いします。
- (6) この間、マスクや消毒液が手に入らないとか、高額なマスクを購入せざるを得なかったなどの事態が発生しました。感染拡大を想定し、県や各自治体において必要な資材の備蓄を進め、供給の確保をお願いします。
- (7) 感染者への心ない誹謗・中傷が継続して起きています。個人への攻撃は犯罪ともいえる行為であり、行政が毅然とした対応ができるよう対策を検討してください。
- (8) 学校の一斉休校により、オンライン授業も一部実施されましたが、子どもたちの理解度・習熟度を心配する声が多くあがっています。子どもたちに寄り添った授業や生活指導が行き渡るよう、オンライン環境の整備、少人数学級の実現、そのための体制確保を進めてください。

5. 県民のくらしの安心に関して

- (1) 人生 100 年時代を、県民が健康寿命を保っていきいきと生活できるよう、埼玉県においても、自治体と住民の協力による健康の場づくりを進めてください。
- (2) 介護保険制度が、利用者にとって将来にわたり持続可能な制度となるためには、必要なサービス量と担い手が確保され、そのための財政基盤が確立されることであり、その責任は国にあります。財源など市町村に積極的な支援を行うことを国に要望してください。
- (3) フードバンクへの支援についてフードバンク団体の認知が広がり、期待も増していますが、民間の取り組みだけでは限界があります。保管場所の確保や保管にかかる光熱費・配送費・人件費等基盤強化のために、恒常的な支援を検討してください。また、地域で活発に展開されているフードドライブやフードパントリーの取り組みがさらに広がるよう、県として市町村への働きかけを強めてください。
- (4) 近年、大規模な水害が頻発し、住民の不安が高まっています。想定を超える被害が起きていることをふまえ、治水対策の見直し、県内避難所の必要数と安全性について検証し、必要な対策をお願いします。また、早めの避難が命に関わる現実を受け止め、より効果的な情報提供を行ってください。
- (5) 原発事故によって福島県内の避難指示区域以外から逃れてきた「自主避難者」が、地域の中で安心してくらすよう支援の継続をお願いします。

6. 環境や地球温暖化防止に関して

- (1) 温暖化防止に向けては、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が重要です。埼玉県地球温暖化対策実行計画に盛り込まれている「市民共同太陽光発電の推進」にあるように、事業に取り組む市民団体等への支援を継続してください。
- (2) 自治体が地域電力を推進している地域では、災害時の電力復旧が早かったという事例があり、埼玉県地球温暖化対策実行計画でもレジリエンス（回復力・復元力）強化が課題としてあげられています。自治体のリーダーシップで地域電力の整備が進むよう、県と

しても働きかけを強めてください。

- (3) 大規模な太陽光発電設備により、森林が伐採されるという残念な事態が起きました。他方、農地での太陽光発電の設置が広がっています。バランスの取れた政策が実行できるよう対策をお願いします。
- (4) プラスチックごみの環境への影響を低減させるため、使用量の削減、リサイクルの徹底、不法投棄の防止などの取り組みが進むよう、事業者・県民への啓発を行ってください。

7. 平和な社会の実現に関して

- (1) 平和があつてこそ、私たちのくらしは成り立っています。終戦から75年が経過し、戦争や被爆の体験を次世代にどう継承していくかが大きな課題となっています。この視点から、県立学校における平和に関する学習の機会を広げていただくようお願いします。また、オンラインで戦争や被爆の体験を学べる取り組みが市民団体の間で広がっています。埼玉県や自治体による周知をお願いします。
- (2) 核兵器禁止条約の発効には50か国の批准が必要です。埼玉県として、日本政府が批准するよう働きかけを強めてください。